

**認定NPO法人に寄付をすると
税額控除が受けられます！！**

NPOひだまりは
認定NPO法人に
なりました！！



そもそも控除って何ですか？



「控除」とは、ある金額から一定の金額を差し引くことです。
税における控除には、たくさんの種類があります。

《所得税の算出方法》

所得税の金額 = (収入金額 - 所得控除額) × 所得税率 - 税額控除額

給与所得控除、基礎控除、扶養控除、
社会保険料控除、配偶者特別控除、
医療費控除、生命保険料控除・・・等

所得が高いと
税率が上がる
累進課税制度

住宅取得時等特別控除、配当控除
社会福祉法人等への寄付金
認定NPO法人への寄付金・・・等

認定NPOに寄付すると課税額を
うまく抑えることが出来るんですね！！



* 寄付金控除は、確定申告時に「税額控除方式」又は「所得税控除方式」のどちらかを選択できますが、有利なのは「税額控除方式」です。(この方式は平成23年6月の税制改正で実現しました。)

税額控除方式の計算例



年収500万円の4人家族が
認定NPO法人に 5万円寄付した場合

税額控除額の算出方法は、(年間の寄付金 - 2,000円) × 40% = 税額控除額

ですので、(50,000円 - 2,000円) × 0.4 (40%) = 19,200円 が控除額です。

年収500万円の場合の所得控除額(給与所得控除 + 基礎控除 + 扶養控除)は 268万円
よって、課税対象になる所得は、500万円 - 268万円 = 232万円

課税対象の所得額が232万円の時の所得税率と計算式は
課税対象となる所得 × 10% - 97,500円 なので、
232万円 × 0.1 - 97,500円 = 134,500円

税額控除は税率を
掛けたあとで控除額
を引くので、まるごと
減税額になります！



ここで 税額控除額を引きます！

19,200円を控除 134,500円 - 19,200円 = 115,300円が実際の所得税額

※事実上の減税額は、19,200円になりますね！

*「所得控除」を選んだ場合

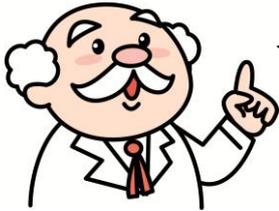
例の家族の場合、計算式は省きますが、所得税額は 129,700円で、「税額控除」を選択した場合より 14,400円増となります。

ただし高額所得者があある一定の寄付をした場合は、所得控除の方が減税額が大きくなります。

*「住民税」の控除も寄付金額の最大10%の控除を受けることができます。

(最大で、都道府県民税 4% 市町村住民税 6%)

詳細は、居住地の自治体の条例で決まっていますので確認が必要です。



寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です！その際には、認定NPO法人からの「領収書」が必要ですので、確定申告の時期まで保管してください！

*「認定NPO法人」になることのメリットには、寄付をしてくださった「個人」の方だけでなく

- 寄付をしてくださった「企業・法人」にも……「損金算入限度額の拡大」
 - 相続財産を寄付してくださった「相続人」にも……「寄付金分の非課税」
 - 「認定NPO法人」自身にも……「みなし寄付金制度」「社会的な信用」
- ……このようなメリットがあります。



3,000万円の相続財産があって
そのうち 1,000万円を認定NPO法人に寄付した場合
↓
相続税の課税対象額は、2,000万円になります！

最後に

～この寄付税制の意義～

寄付金控除で税金が安くなることもありますが、今ひとつこの寄付税制の持つ意義を申しますと、「寄付を税金で補てんしてくれるということは、間接的に税金の使い道を自分で決められる」ということです。

寄付の形で「自分が応援したい」「ここに頑張ってもらいたい」という認定NPO法人を支援できるからです。税金の使い道はいったん納めれば、どのように使われるか決められませんが、寄付税制が改正されて、新しい使い道を国が認めた制度となりました。(NPO法人シーズ資料参照)

賛助会員になってNPOひだまりを応援して下さい！

